

平成 29 年度 神戸税関との意見交換会



2017/11/10

会場:(一社)神戸貿易協会 会議室

今年度も神戸税関と(一社)神戸貿易協会との意見交換会を実施致しました。神戸税関業務部から7名の方にご来会頂き、(一社)神戸貿易協会から27社33名の方にご参加頂きました。

平成 29 年度 神戸税関との意見交換会

会場：(一社)神戸貿易協会 会議室

1. 開会挨拶

本会 長田 会長、神戸税関 森川 業務部長より開会挨拶を頂きました。



2. 神戸税関の業務等の説明

(1) 申告官署の自由化について

I 輸出入申告官署の自由化等導入後の状況について



《説明》 業務部特別審査官 吉田 真嗣氏

(2) 文書による事前教示について

I 関税分類の文書事前教示の活用について



《説明》 首席関税鑑査官 鈴木 敦子氏

(3) AEO 制度について

I 貿易の円滑化－AEO 制度－



《説明》 認定事業者管理官 福田 利博氏

(4) EPA を巡る状況について

I EPA を巡る状況について



《説明》原産地調査官 宗本 文明 氏

当日の資料（申告官署の自由化を除く）については、資料タイトルをクリックして確認頂けます

3. 意見交換会

- I 事前質問への回答
- II 意見交換会(質疑応答)



《進行》(一社)神戸貿易協会 船越副会長

4. 閉会挨拶

本会 船越副会長より閉会の挨拶を頂き、今後とも定期的開催を約し散会致しました。



(次ページから意見交換会での質問と回答を掲載しています)

意見交換会での質問と回答

Q リアルタイム口座に関して、もっと官報及び新聞等を通じて周知できないでしょうか？(海運業)

A リアルタイム口座の申込みは、NACCSセンター・金融機関・利用者の3者間で行われる契約になりますので、税関で今のところ周知する予定はありません。

Q 申告官署の自由化について、メリット・デメリットを具体的に教えてください(貿易商社)

A 申告官署を集約することにより、集約した税関官署の職員が御社に係る貨物の専門性が向上し、問題が発生した場合でも、税関の窓口が集約されているので、スムーズな通関が可能となります。また、契約する通関業者をAEO通関業者に集約することで、申告書類の作成や申告手続を一元的に行い、通関業者への監督・指示する手間も省けるという事も考えられます。一方、AEO通関業者の方も、営業所の集約によるコスト削減及び営業所間の通関委託の省略による業務の効率化が図れると聞いております。デメリットは特に聞いておりませんが、取扱う貨物の関係等で自由化申告を行う必要がないというご意見は聞いております。

Q AEO制度を利用することの現状のメリット及び今後のメリットについてお聞きしたい(メーカー)

A AEO認定事業者になると、ほぼ審査・検査がなくなり、申告後すぐ許可になる可能性が高くなる事でリードタイム・物流コストの削減になると考えます。今後のメリットについては現在、国ごとにAEOの相互承認をし、2国間で一層の安全で円滑な物流の便益が図れるよう、締結に向け積極的に取り組んでおりますので今後も相互承認に署名する国が増えていくと考えております。

Q 通関検査のタイミング・有無について知りたい(海外ビジネス支援機関)

A 現在、輸出入申告の約98%がNACCSシステムで申告されています。申告されるとシステムが、すぐに許可・書類審査・検査を自動的に振り分けますので、申告者は申告したタイミングで検査が分る形となります。ただし、書類審査となりましても不審点や疑義が生じた場合は、検査に切り替わる場合もあります。

Q 蔵置官署の自由化に関連した話ですが、大阪税関では税関検査の際に改品業者が検査の立会いをしていると聞いたのですが、業務上問題はないのでしょうか？(海運会社)

A 通関業法上、改品業者が検査立会を行うことは問題ありません。ただし、税関から申告貨物に関する意見陳述を求められた場合、通関士に回答していただくことになります。この場合、携帯電話等を通じてやり取りすることになるので、税関が質問している意図を貨物の状況を把握していない通関士が的確に回答できるのか疑問に思っており、迅速な通関が実現できるのか心配しております。まだ、このような事例は確認できておりませんが、迅速な通関のためには通関士又は通関従業者の方に立会っていただくのが適当ではないかと考えております。

Q 通関業者として海外の AEO 業者から貨物を受ける際に、海外 AEO 業者のコードを入れて輸入申告するが、審査・検査になる事例がある。税関では海外 AEO 業者を把握されているのか？(海運会社)

A 相互承認している国の AEO 業者・コード等については把握しております。

Q 「通関業務に関するセミナーの開催」「貿易統計に関する解説会(日本全体のトレンドや東京・大阪・名古屋税関との地域的特徴比較)」などホームページ以外での情報のご展開を頂ける機会があればぜひ利用したいと考えております(銀行)

A 税関からの情報発信は全て税関ホームページ上で行っています。セミナーのお知らせ等についてもホームページ上で行っており、トピックスや税関の日々の動きなども掲載しておりますので、ぜひご覧になって下さい。

Q 10月8日以降、暫8品目は条件はあるが自由化品目除外という事で蔵置官署にて申告する事となりました。以前は非蔵置官署でも申告は可能だったと思いますが、暫8申告は現在も自由化できるツールはあるが敷居が高く使いづらい。今後暫8申告についても自由化に向けて取り組まれるのか？(通関業)

A このようなご要望は通関業者の方々から受けております。暫8貨物を自由化申告する場合、生地見本の代わりに生地規格書を電子化して提出していただくこととなりますが、申告に見合う内容の生地規格書が入手できない状況も皆さまから聞き及んでおります。関税局にも状況は都度報告しておりますので、今後も会議等を通じて改善策を検討するよう要望する予定です。

Q 申告官署の自由化についてですが、横浜に入った貨物を神戸で申告したい場合、原産地証明書もスキャンして電子データで提出していいのか、また蔵置官署で申告する場合でも電子申告でいいのか？(メーカー)

A 申告官署の自由化後、原産地証明書は PDF 等で電子化したものを、申告関係書類として提出していただければ良いということになりました。また、一般申告でも原産地証明書は電子化したものを申告していただければよいので、横浜蔵置の貨物を横浜に申告する場合もご活用下さい。

Q 事前教示制度についてですが、輸入については事前教示頂けるが、輸出は教示いただけないと認識しているのですが、何故このような運用なのでしょう？(メーカー)

A 事前教示は口頭・文書・インターネットで回答しており、現在文書については輸入に限って回答しております。事前教示制度は、納税申告のため税率を予め教示することで輸入者等の利便性を図るものとして制度化されているものであるため、輸入にかかわる事前教示が本来の制度です。なお輸出の統計品目にかかる分類については、事前教示制度の対象外であるものの、照会者のために口頭で回答を行っているところです。